平成２９年（フ）第１５８号
香川県高松市川島東町691番地２
債務者　小西千富美（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６９号
山口県宇部市大字中野開作473番地４
債務者　福田　慎吾
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第７０号
山口県宇部市大字西岐波3916番地　西岐波市営住宅12棟102号
債務者　藤本　寛太
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第７５号
山口県宇部市大字東須恵785番地１　グリーンハイツいずみ11号、従前の住所山口県宇部市大字妻崎開作969番地１
債務者　能勢由理佳
1　決定年月日時　平成29年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第５８７号
千葉市中央区宮崎町524番地89　フォレスト宮崎105号
債務者　内山　　太
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６０２号
千葉県船橋市夏見３丁目12番10号　佐々木アパートメントハウス204号
債務者　福田　妙子（旧姓野地）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６１７号
千葉市美浜区幸町２丁目11番17棟424号
債務者　藤森　良一
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６２４号
千葉市中央区末広１丁目２番３号　アーク本千葉507号
債務者　安井　昌彦
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６４６号
千葉県八千代市八千代台西８丁目13番７号　K・Mビル306号
債務者　山田　義典
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６６６号
千葉市若葉区小倉台３丁目24番10号　ウィステリア小倉台101号
債務者　市河　里美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第６７２号
千葉県市川市市川３丁目22番12号　（シーパレス６番館201号室）
債務者　佐藤　夕子
1　決定年月日時　平成29年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９３２号
名古屋市中区大井町７番34号　ナゴヤマンション401号、従前の住所名古屋市中川区八熊１丁目９番17号　ベアーズマンション603号
債務者　早田　信子（旧姓神永）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９７２号
愛知県清須市西枇杷島町城並３丁目10番地16
債務者　秋山　裕子（旧姓浅田）
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８２号
名古屋市名東区平和が丘１丁目110番地の２サンパークマンションＡ棟302号
債務者　渡邉　一朗
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３号
福岡県久留米市天神町151番地　セイコービル303号
債務者　後藤由紀江
1　決定年月日時　平成29年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月22日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第９１号
北海道苫小牧市青葉町２丁目10番１－103号
債務者　土谷　美華（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第７９号
青森県八戸市沼館２丁目16番４号、前住所青森県八戸市城下２丁目14番15号　コーポササキＣ27
債務者　濱荒津陽美
1　決定年月日時　平成29年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係